

平成 29 年度和歌山県体験型等の教育旅行案内パンフレット
作成業務委託に係る企画コンペティション実施要領

1. 概要

- (1) 委託業務名
平成 29 年度和歌山県体験型等の教育旅行案内パンフレット作成業務委託
- (2) 業務内容
和歌山県体験型等の教育旅行案内パンフレット作成業務仕様書のとおり
- (3) 予算上限額
金 2, 500, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託契約書
選定した委託事業者に対して別途作成する。

2. スケジュール

- (1) 事前説明会参加申込受付
平成 29 年 7 月 28 日（金）～平成 29 年 8 月 7 日（月） 17:00 まで
- (2) 事前説明会
平成 29 年 8 月 8 日（火） 10:00～
- (3) 企画提案書及び見積書等の提出期限
平成 29 年 8 月 23 日（水） 17:00 まで
- (4) 審査結果の通知
委託候補者を選定後、速やかに参加事業者全員に文書通知するとともに、和歌山県観光交流課のホームページに公表します。
- (5) 委託業務履行期限
平成 29 年 11 月 30 日（木）

3. 事前説明会

- (1) 日時 平成 29 年 8 月 8 日（火） 10:00～
- (2) 場所 和歌山県庁 本館 1-A 会議室
- (3) 内容 委託業務内容に係る説明
- (4) 参加申込
参加を希望する事業者は次のとおり参加申込みを行うこと。
 - ①提出書類
 - ・事前説明会参加申込書（様式 1）
 - ・和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写し
 - ②提出期間
 - ・平成 29 年 7 月 28 日（金）～平成 29 年 8 月 7 日（月） 17:00 までとする。
 - ただし、土・日を除く。
 - ③提出先等
 - ・下記 8 あてファクシミリ、メールまたは持参すること。

4. 企画提案書及び見積書等の提出

- (1) 提出書類（各 6 部）
 - ①企画提案書（様式自由）
 - ②誓約書（様式 2）
 - ③見積書（様式自由）
- (2) 提出期限

平成29年8月23日（水）17：00までとする。ただし、土・日・祝日を除く。

（3）提出先等

下記8あて持参または郵送すること。郵送の場合は提出期限までに必着とする。

（4）企画提案書について

企画提案書はA4判、オールカラーで作成すること。

仕様書に従い、パンフレットは以下のページデザイン案を必ず作成（提案）すること。なお、写真は、実際に使用するものに極めて近いものであること。

また、別途、パンフレット作成工程表及び写真撮影・取材計画も提出すること。

①表紙デザイン 1頁分

②代表的プログラム特集 2頁分

③県内各エリア（紀南・紀中・紀北の3エリア）ごとの紹介 4頁分

・和歌山県についての背景知識がない人に対して、分かり易いように提案

④県内モデルコースの紹介 1頁分

⑤体験プログラム詳細一覧 1頁分

（5）見積書

①見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とする。

②見積金額は予算上限額を超えないこと。

③成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）は県が譲り受けるので、必要に応じ、その経費も計上すること。

（6）事前説明会終了後の質問の受付

①質問の提出方法

・下記8あて質問票（様式3）にてファクシミリ、メールまたは持参すること。

・審査内容に関する質問には回答しない。

②質問受付期限

平成29年8月17日（木）17：00まで

5. 審査方法

（1）企画提案書の審査は、別途設置する審査会において、次の各号の内容を評価する。

①本県体験型等の教育旅行の魅力（能動的に考え、行動する力を身につける和歌山ならではの教育旅行）が、学校関係者や旅行会社等に対し、PR効果の高いものとなっているか。

②仕様書に基づき、構成及びデザインが洗練されており、直感的に好感が持てるレイアウトになっているか。

③仕様書に基づき、必要な情報が網羅されていると同時に、簡潔明瞭にまとまっているか。

（2）決定方法

審査の結果、最高評価点を得た参加事業者を委託候補者として選定する。なお、同点の場合は見積金額が最廉価の参加事業者とする。

（3）審査結果の通知

委託候補者を選定後、速やかに参加事業者全員に文書通知するとともに、和歌山県観光交流課のホームページに公表します。

6. 参加資格

次の要件をすべて満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

（2）和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けていない者。

（3）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていない者。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされ、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない。
- (5) 和歌山県が徴収するすべての県税(個人県民税を除く)並びに消費税及び地方消費税について未納がない者。
- (6) 提出した書類に虚偽又は不正は一切ない者。

7. その他留意事項

- (1) 書類提出に要する一切の経費については、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、委託先選定及び特定を行う作業に必要な場合において複製を作成することがある。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) 委託先として選定した事業者名を公表することがある。
- (6) 企画提案書作成のために県から受領した資料は、県の了解なく公表、使用することはできない。
- (7) 成果物の著作権の全部(著作権法第 27 条及び第 28 条規定の権利を含む。)は県に帰属するものとする。
- (8) 提出物に虚偽があった場合、企画書の審査対象から外れるものとする。
- (9) 業務上発生する未確認事項については、県と協議すること。

8. お問い合わせ

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1
和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課
担当 濱田・西村・武田
TEL :073-441-2785
FAX :073-427-1523
E-mail:e0625001@pref.wakayama.lg.jp